

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和5年5月24日(水) 午後1時30分から午後2時8分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、山本勝徳、笠井廣志、中田眞一郎、東 秀一、堀井律子、角眞光彦、
中田礼子 (欠席委員なし)

3 仮議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長代理 山本勝徳

4 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

5 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

6 議事録署名委員の指名

角眞光彦、東 秀一

7 県職員等

水産漁港課 地崎課長、小善副主幹、川口主任

8 事務局職員

辻本事務局長

9 傍聴者

1名

10 付議事項(議題)

- ・開会に先立ち、竹野委員から、委員就任の挨拶があった。
- ・令和5年度の人事異動により地崎真史氏が県水産漁港課長に着任されたため挨拶があった。
- ・令和5年3月31日付けで田中前会長が辞任されたため、会長互選のため仮議

長として山本会長代理が議事を進行した。

(1) 新たな会長の互選について

辻本事務局長から、資料1に基づき新たな会長の互選について説明があった。

会長の選任については、漁業法第137条第2項により、委員の互選により選ぶことになっている。富山県内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程により、後任の会長の任期は、前任の会長の残任期間となっており、令和6年11月30日までとなっている。互選といっても、いろいろなやり方があるが、これまでは、委員のどなたかが適任と思われる方を推薦され、その推薦に基づき話し合いをされ、選任されている。参考のため、21期委員の皆様現在の立場を記した名簿と第15～21期委員会委員の経過として会長及び会長代理の氏名を記した資料をお配りする。

- ・協議の結果、会長には、竹野委員を全会一致で互選した。
- ・以下、議長を竹野会長が務めた。

(2) 第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるあゆ採捕の禁止期間の延長にかかる委員会指示について（協議）

県水産漁港課の川口主任から、資料2-1により「第5種共同漁業権の設定されていない内水面におけるあゆ採捕の禁止期間の延長について」協議があった。

あゆの採捕については、富山県漁業調整規則第39条第1項により、6月15日まで採捕禁止となっているが、漁業権の設定されている内水面では、各漁業権者が定める行使規則及び遊漁規則により6月16日以降の漁業権者が定めて公表する日に解禁することとなっている。漁業権の設定されている河川における解禁日については、各漁業権者と書面協議を4月に行い、表1に示すとおり、毛鉤釣及び友釣等の釣りについては6月16日（金）の午前5時から、投網、てんから網等の網類については6月21日（水）正午からと合意された。漁業調整及び取り締まりの観点から、漁業権が設定されていない内水面における釣りについても、漁業権が設定されている内水面と同日同時刻に解禁することが望ましいと考えられる。については委員会指示により、令和5年6月16日午前0時から午前5時までを、漁業権の設定されていない内水面において、あゆ採捕を禁止する委員会指示を発する旨の説明があった。

なお、平成27年以降、今回と同じ6月16日午前0時から午前5時までを委員会指示で禁漁としている。漁業権の設定されていない内水面において、網漁具によるあゆの採捕は資源維持の観点から許可しておらず、毛鉤釣りや友釣等の釣り漁法による採捕のみとなる。

- ・委員からの質問等は無く、事務局が資料2-2に示した案のとおり委員会指示

を発出することが決定された。

(3) 内共第 13 号 (百瀬川) 及び第 15 号 (庄川上流) におけるあゆ採捕の制限について (協議)

県水産漁港課の川口主任から、資料 3-1 により「内共第 13 号 (百瀬川) 及び内共第 15 号 (庄川上流) におけるあゆ採捕の制限について」の協議があった。

庄川は、かつて上流までアユが遡上して漁業の対象となっていたが、昭和 5 年に小牧ダムが建設された後は、アユの遡上は途絶えてしまった。県水産研究所が、庄川沿岸漁業協同組合連合会の協力のもと、平成 30 年度より、庄川の小牧ダム上流域すなわち内共第 15 号の水域にアユ種苗を放流し、当該水域において新たなアユ資源を人工的に造成できることに成功した。令和 3 年度～5 年度まで、人工造成したアユ資源の有効利用を目的として、内共第 15 号に加え内共第 13 号の百瀬川においても放流を実施して調査をしている。一方、両河川ではアユが漁業権魚種として設定されていないため、誰でもアユを採捕可能な状況にある。調査員以外のアユ採捕により正確な調査結果が得られない恐れがあるため、このたび、両漁場におけるアユ採捕を制限する委員会指示を発出するための協議である旨の説明があった。

- ・ 東委員から、アユに関して庄川のダム上流域を活かそうとする試みは良いことだと思う。河川水温が低く将来的に漁場として成り立つのか、産卵期を迎えて「やな」を掛けて観光資源として利用できるか調べた方が良いと思う。ただし、漁業調整規則では富山県内の「やな」の設置は禁止されており、その辺りも考えての調査となっているか、との質問があった。
- ・ 県水産漁港課の川口主任から、「やな」の設置までは水産研究所では考えていない。観光資源として活用することは次のステップとなる。漁業調整規則第 35 条第 2 項で「やな」による採捕はできないとされているので、漁業権魚種とされた後、将来の話になると思うが、特別採捕許可など、どのような方法になるか整理していくことになる。
- ・ 東委員から、漁業調整規則で「やな」が禁止されている理由は、アユの産卵親魚を保護することが目的で、利賀川などでは産卵しても再生産に結びつかないので、「やな」を用いた漁法も検討して欲しい。
- ・ 辻本事務局長から、水産研究所では、利賀川に放流したアユが、秋になるとダムの流れ込みで産卵したことを確認している。「やな」に限らず同様の簡易的な漁法で漁獲することが可能と考えられるが、資源の造成はアユの放流量にも依存しており、採算性も検討する必要がある。
- ・ 竹野会長から、平成 30 年度から試験されているが、成果は出ているか。
- ・ 県水産漁港課の川口主任から、最初の 3 年間は、資源造成ができるか検証した。庄川上流の支流数か所にアユを放流し、利賀川が適していることが分かった。

利賀川の川幅が狭く遊漁者の収容能力に課題があり、隣接する百瀬川にも調査範囲を広げた。

- ・竹野会長から、利賀川の漁場は、どちらかというともヤマメやイワナなどの溪流魚が対象となっていると思うが、アユを放流しても競合しないか。
- ・県水産漁港課の川口主任から、アユとヤマメ・イワナでは食性が異なり、アユは石についた苔を食べる草食性でヤマメ・イワナは昆虫や小魚を食べているので、少なくとも餌のバッティングはないと思われる。
- ・この他、委員からの質問等は無く、審議の結果、別添資料3-2のとおり委員会指示を発出することが決定された。

(4) 令和5年度アユ種苗放流計画について（報告）

県水産漁港課の川口主任から、資料4-1に基づき説明があり、本年度の富山県下全体におけるアユ種苗放流計画は32,500 kgを予定しており、このうち放流計画に占める県内産種苗は24,725 kgで割合は76.1%になる。令和4年度実績では、全体放流量が34,581 kgで、うち県内産種苗は26,260 kgで割合は75.9%であった。内訳として、黒部川、井田川及び小矢部川で県内産種苗の放流尾数を増やしており、県内産種苗の割合は増加している。

資料4-2の補足資料により、富山県におけるアユ種苗放流量と県内産種苗の割合の推移を示したが、県内におけるアユ種苗放流量は約35～43トンで推移しており、種苗放流に占める県内産種苗の割合は、これまで70%前後で推移している。

県水産研究所では、毎年、アユ遡上調査を行っており、これまでは投網を用いていたが、今年から電気ショッカーに転換した。4月25日に熊野川で実施した調査によると、20mの範囲で6尾のアユが採捕されて全て海産であり、平均全長8.4 cm、平均体重3.6 gであった。また、5月18日の調査では、2尾が採捕され、どちらも天然魚で、平均全長8.6 cm、平均体重4.8 gであった。水温は22.5℃で高くなっているが、調査日が夏日であったためである。水産研究所によると、今年は水温の上昇が早く、4月頃には海にアユ稚魚が多くみられたことから、昨年よりも多くの遡上を期待しているとしている。

水産研究所による令和5年度のアユ遡上量予測では、平年並み又は平年より多いと予測されている。前年10月の富山湾の表層海水温並びに前年12月と今年1月のカタクチイワシの漁獲量が指標となっており、前年10月の海水温が平年より高くプラス要因に、アユ稚魚の餌の競合種となるカタクチイワシ漁獲量は平年より少なくプラス要因となっているとの報告があった。

- ・本件に関し、委員からの質問等は無かった。

(5) その他

- ・辻本事務局長から、アユのルアー釣りであるアユイングの状況について、釣り具業界や漁協の対応状況について質問があった。
- ・角眞委員から、神通川ではルアーは禁止されており、友釣りと漁場が重なればトラブルは避けられないと考えている。先ほど議題（2）であった百瀬川などの小河川ではアユイングは期待できる。
- ・東委員から、友釣りがある河川でルアー釣りをされると、友釣りの方とトラブルとなるであろう。新たな河川でやるとすれば、友釣りをやろうとしている若い方が少なくなっているため、これから流行るかもしれない。ルアーが川底にひっかかることがあり、網漁をされる方が困ることになる。
- ・笠井委員から、小矢部川上流で試験的にアユイングを始めることを検討している。アユルアーや仕掛けが根掛かりすることは、網漁をする側にとって問題となっている。
- ・東委員から、漁業権のない河川では問題なくアユイングができる。
- ・堀井委員から、漁業権のない常願寺川でアユイングをやっている人が少しいる。

(6) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和5年7月19日（水）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月24日

仮議長

議長

署名委員

署名委員